

市民参加条例（住民投票条例含む）対照表 一覧表

		大和市 市民参加推進条例	流山市 市民参加条例	和光市 市民参加条例	日進市市民参加及び市 民自治活動条例	江南市 市民参加条例	稲沢市 市民参加条例	安城市 市民参加条例	安城市 市民協働推進条例	(仮称) 岩倉市 市民参加条例
	施行日	平成19年10月1日	平成24年10月1日	平成16年1月1日 (改)平成23年10月1日	平成24年10月1日	平成26年4月1日	平成21年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月1日	
	根拠となる条例	大和市 自治基本条例	流山市 自治基本条例	和光市 自治基本条例	日進市 自治基本条例	江南市市民自治による まちづくり基本条例	なし	安城市自治基本条例		岩倉市 自治基本条例
総 則	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	
	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	
	基本原則	○	○				○	○	○	
	市民の責務	○		○	○		○	○	○	
	執行機関の責務	○	○	○	○		○	○	○	
	コミュニティの役割及び責務				○				○	
	議会の役割		○	○	○					
市 民 参 加 の 手 続	市民参加の手の対象	○	○	○	○	○	○	○		
	除外規定	○	○	○	○	○	○	○		
	市民参加の手の方法等	○	○	○	○	○	○	○		
	市民参加の实施(マッチングルール)	○	○	○	○		○	○		
	市民参加の手の实施予定及び实施状 況の公表	○		○	○	○	○	○		
	公表の方法				○	○				
	広聴							○		
	審議会等	○	○	○	○	○		○		
	会議の公開等	○	○	○	○	○		○		
	意向調査の实施等	○			○	○				
	意見交換会等の開催等	○	○		○	○				
	公聴会の開催の手の続		○	○						
	ワークショップ				○	○				
	意見公募手の続(パブリックコメント)の实施	○	○	○	○	○		○		
	政策提案手の続	○	○	○	○	○		○		
市民登録制度	○									
意見等の取扱い						○	○	○		
第三者機関	○	○	○	○			○	○		
住民 投票	住民投票	◎別条例	△別条例 (未制定)	○	◎別条例	△別条例 (未制定)		△別条例 (未制定)		
協 働	市民活動の支援				○				○	
	協働の記述		○		○				◎総則に含む	
総 則	条例の見直し	○	○	○	○			○		
	委任				○					